

社会教育法の改正経過

1950年5月10日

法律第百六十八号（昭二五・五・一〇）教育委員会法の一部を改正する法律

第十八条を次のように改める。

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

2 前項の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一条に規定する事件の例による。

1951年3月12日

法律第十七号（昭二六・三・一二）社会教育法の一部を改正する法律

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一章 総則（第一条—第九条）」

を

「第一章 総則（第一条—九条）」

「第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二—第九条の五）」

に改め、第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置く。

2 市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 左の各号の一に該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、三年以上社会教育主事補の職又は官公署若しくは社会教育関係団体における文部大臣の指定する社会教育に関係のある職にあつた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

二 教育職員の普通免許状を有し、且つ、五年以上教育職員の職にあつた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、一年以上社会教育主事補の職にあつたもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、教育に関する学科又は学部を有する大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。

2 社会教育主事の講習に関し履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる。

附 則

1 この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十一号）施行の日から施行する。

2 改正後の社会教育法第九条の四の規定の適用については、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者とみなす。

3 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、改正後の社会教育法第九条の二第二項中「市町村の教育委員会の事務局に」とあるのは、「市町村に、市町村の長の補助機関として、」と読み替えるものとする。

4 前項の市町村に市町村の長の補助機関として置かれる社会教育主事及び社会教育主事補は、教育委員会が設置されるまでの間、当該市町村の長が任命するものとする。

5 この法律施行の際、現に従前の規定による一級又は二級の社会教育主事の職にある者（都道府県の教育委員会の事務局の一級又は二級の職員でこれに相当する職にあるものを含む。）及び市町村のこれに相当する職にある職員は、改正後の社会教育法第九条の

四の規定にかかわらず、この法律施行後三年間は、社会教育主事となる資格を有するものとする。

6 左の各号に掲げる要件を具える者は、改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、当分の間、社会教育主事となる資格を有するものとする。

一 教育事業、社会事業、児童福祉事業又は文部大臣の指定する社会教育に関係のあるその他の事業に十年以上従事したこと。

二 年齢三十五年以上であること。

三 社会教育主事の採用志願者名簿を作成する都道府県の教育委員会において社会教育主事となるのに十分な人格、識見を有する者である旨の認定をしたこと。

7 この法律施行の際、第五項の規定により社会教育主事となる資格を有する者は、別に辞令を發せられない限り、社会教育主事となつたものとする。

8 この法律施行の際、現に従前の規定による三級の社会教育主事の職にある者は、別に辞令を發せられない限り、社会教育主事補となつたものとする。

1952年6月6日

法律第百六十八号（昭二七・六・六）文部省設置法の一部を改正する法律

第五十一条第三項中「通信教育審議会」を「社会教育審議会」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

1953年8月14日

法律第二百一十一号（昭二八・八・一四）青年学級振興法

7 社会教育法の一部を次のように改正する。

第五条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを順次一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 青年学級の開設及び運営に関すること。

第六条中「第三号」の下に「及び第五号」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 青年学級の奨励に関すること。

第二十二条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 青年学級を実施すること。

第四十条中「都道府県の教育委員会」を「市町村の設置する公民館にあつては市町

村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館につき、市町村の教育委員会に対し、その事業又は行為の停止を命ずべき旨を勧告することができる。

第四十一条中「前条」を「前条第一項」に、「違反し」を「違反する行為をし」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(青年学級)

第四十七条の二 学校（大学を除く。以下本条において同じ。）の管理機関は、その管理に属する学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状況に応じ、学校施設の利用による青年学級の実施を求めることができる。

1954年6月3日

法律第百五十九号（昭二九・六・三）教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(社会教育法の一部改正)

第四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第二号中「教育職員の職」を「文部大臣の指定する教育に関する職」に改める。

1956年6月36日

法律第百六十三号（昭三一・六・三〇）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(社会教育法の一部改正)

第六条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項、第十九条第三項、第二十四条第二項、第三十条第五項及び第三十四条第二項を削る。

第三十九条中「公民館」を「法人の設置する公民館」に改める。

1957年5月2日

法律第九十五号（昭三二・五・二）社会教育法の一部を改正する法律

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 第十三条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対し、当該事業に関し必要な経費について行う補助に関しては、当分の間、適用しないものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1959年4月30日

法律第一百五十八号（昭三四・四・三〇）社会教育法等の一部を改正する法律

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。

第五条第四号中「博物館」の下に「、青年の家」を加える。

第九条の二を次のように改める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事補を置かないことができる。

第九条の四に次の一号を加える。

四 第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前各号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

第九条の五を次のように改める。

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第二章中第九条の五の次に次の一条を加える。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部大臣及び都道府県の教育委員会が行う。

第十三条を次のように改める。

（社会教育審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない。

第十七条に次の一項を加える。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条に次の一項を加える。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十七条第一項中「その他」を「主事その他」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条第一項中「その他」を「、主事その他」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第二十九条第一項に次のただし書を加える。

但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十五条及び第三十六条を次のように改める。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

附則第六項を削る。

1961年6月17日

法律第百四十五号（昭三六・六・一七）学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(社会教育法の一部改正)

第十六条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一号中「、六十二単位以上を修得し」を「六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し」に改める。

第四十七条の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

第四十八条第二項中「大学」の下に「、高等専門学校」を加える。

1961年10月31日

法律第百六十六号（昭三六・一〇・三一）学校教育法等の一部を改正する法律

(社会教育法の一部改正)

5 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第六条第三号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第七条中「こう報宣伝」を「広報宣伝」に改める。

第四十九条中「第七十条」を「第五十四条の二」に改める。

1963年6月8日

法律第九十九号（昭三八・六・八）地方自治法の一部を改正する法律

（社会教育法の一部改正）

第二十二条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「(基金)」に改め、同条中「特別の基本財産又は積立金」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金」に改める。

第三十七条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、「第二百三十一条」を「第二百三十二条の二」に改める。

1967年8月1日

法律第二百十号（昭四二・八・一）許可、認可等の整理に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第十条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行なうこと。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条及び第二十六条 削除

1978年4月24日

法律第二十七号（昭五三・四・二四）各種手数料等の改定に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「一千元以上三千元以下」を「三千元以上九千元以下」に改める。

1981年5月19日

法律第四十五号（昭五六・五・一九）各種手数料等の改定に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第三条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「三千元以上九千元以下」を「三千五百円以上一万五百円以下」に改める。

1982年7月23日

法律第六十九号（昭五七・七・二三）行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第十二条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「及び社会教育主事補」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

1983年12月2日

法律第七十八号（昭五八・一二・二）国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第六十六条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「(審議会等への諮問)」に改め、同条中「社会教育審議会」を「政令で定める審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第五十一条第三項中「社会教育審議会」を「第十三条の政令で定める審議会」に改める。

1984年5月1日

法律第二十三号（昭五九・五・一）各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「申請する者から」の下に「実費の範囲内において文部省令で定める額の」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を削る。

1985年7月12日

法律第九十号（昭和六〇・七・一二）地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第八条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項を削る。

第四十一条中「前条第一項」を「前条」に、「禁こ」を「禁錮」に改める。

1986年12月26日

法律第九十号（昭六一・一二・二六）地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第五条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の六中「都道府県の教育委員会」を「都道府県」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

第四十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。

1990年6月29日

法律第七十一号（平二・六・二九）生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

（社会教育法の一部改正）

2 社会教育法の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「審議会等」を「生涯学習審議会等」に改め、同条中「政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

第五十一条第三項中「第十三条の政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

1998年6月12日

法律第一百一号（平一〇・六・一二）学校教育法等の一部を改正する法律

（社会教育法の一部改正）

第二十条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「第四十五条」の下に「、第五十一条の九第一項」を加える。

2009年7月6日

法律第八十七号（平一一・七・一六）地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律

する法律

(社会教育法の一部改正)

第百三十一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条中「及び第五号」を削り、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十五条第二項中「左の各号に掲げる者のうち」を「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中」に改め、各号を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十八条第二項を削る。

第二十九条第一項中「置く」を「置くことができる」に改め、ただし書を削る。

第三十条第一項中「左の各号に掲げる者のうち」を「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中」に改め、各号を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十一条中「あつては、」を削り、「の委員は、その」を「を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の」に改める。

第四十七条の二を削る。

1999年12月22日

法律第百六十号（平一一・一二・二二）中央省庁等改革関係法施行法

（社会教育法の一部改正）

第五百十八条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第十三条の見出しを「(審議会等への諮問)」に改め、同条中「生涯学習審議会」を「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるもの」に改める。

第五十一条第三項中「生涯学習審議会」を「第十三条の政令で定める審議会等」に改める。

2001年7月11日

法律第百五号（平一三・七・一一）学校教育法の一部を改正する法律

（社会教育法の一部改正）

第三条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「第五十四条の二」を「第五十二条の二」に改める。

2001年7月11日

法律第百六号（平一三・七・一一）社会教育法の一部を改正する法律

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第五条中「左の」を「次の」に改め、同条第十四号中「第三条」を「第三条第一項」

に改め、同条中同号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同条第十二号中「視覚聴覚教育」を「視聴覚教育」に改め、同条中同号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

第五条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

第七条第一項中「視覚聴覚教育」を「視聴覚教育」に改める。
第九条の四中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

第九条の四第二号中「且つ」を「かつ」に、「第九条の五」を「次条」に改め、同条第三号中「且つ」を「かつ」に、「一年以上社会教育主事補の職にあつた」を「第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になる」に改め、同条第四号中「第九条の五」を「次条」に、「前各号」を「前三号」に改める。

第十五条第二項及び第三十条第一項中「関係者」の下に「、家庭教育の向上に資する

活動を行う者」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学・内閣総理大臣署名)

2003年7月16日

法律第百十七号（平一五・七・一六）国立大学法人法等の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律

(社会教育法の一部改正)

第九条 社会教育法（昭和二十四年法律第 二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「国立又は公立の学校」を「国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下この章及び第五十二条において同じ。）又は公立学校」に改める。

第四十四条第二項中「文部科学大臣」を「設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の 理事長」に改める。

第四十八条第一項中「学校の管理機関 は、」を「文部科学大臣は国立学校に対し、公立学校の管理機関は」に改める。

第五十二条ただし書中「国立又は公立 の学校」を「国立学校又は公立学校」に改める。

2003年7月16日

法律第百十九号（平一五・七・一六）地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(社会教育法の一部改正)

第三十四条 社会教育法（昭和二十四年法 律第 二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「この章及び第五十二条 において」を削り、「この章中以下「学校」という」を「同項に規定する公立学校をいう。以下同じ」に改める。

第四十四条第一項中「学校の管理機 関」を「学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関」に改め、同条第二項中「公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外 の公立学校にあつては」を「公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第 一項に規定する公立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。）の理事長、大学以外の学校にあつては」に改める。

第四十八条第一項中「公立学校の管理 機関はそれぞれの管理に属する学校」を「地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学に対し、地方公共団 体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校」に改める。

2006 年 6 月 2 日

法律第五十号（平一八・六・二）一般社団法人及び一般財団法人に關 する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第二百六十二条 社会教育法（昭和二十四 年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「除く外」を「除 くほか」に、「公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下）」を「公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章 において）」に改める。

第五十一条第一項中「民法第三十四条 の規定による法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

2006 年 12 月 22 日

法律第二百十号（平一八・一二・二二）教育基本法

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）」を「教育基本法（平成十八年法律第二百十号）」に改める。

一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第一条

2007年6月27日

法律第九十六号（平一九・六・二七）学校教育法等の一部を改正する法律

(社会教育法の一部改正)

第十七条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「公立大学法人をいう。」の下に「以下この項及び」を加え、「大学以外」を「高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外」に改める。

第四十八条第一項中「公立大学法人が設置する大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第四十九条中「第四十五条、第五十一条の九第一項、第五十二条の二及び第七十六条」を「第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条」に改める。

2008年6月11日

法律第五十九号（平二〇・六・一一）社会教育法等の一部を改正する法律

(社会教育法の一部改正)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に、「努めるとともに、」を「努め、及び」に改め、「配慮をする」の下に「とともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努める」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその

奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

第五条第四号中「その他社会教育に関する施設」を「その他の社会教育施設」に改め、同条第七号中「開催」の下に「並びに家庭教育に関する情報の提供」を加え、同条第八号中「開催及び」を「開催並びに」に改め、同条中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同条第十四号中「レクリエーション」を「レクリエーション」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十三号を削り、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

第五条第十一号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

第五条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

第六条中「行う外、左の」を「行うほか、次の」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「社会教育に関する施設」を「社会教育施設」に改める。

第九条の三第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を

得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

第九条の四第一号ロ中「官公署」の下に「、学校、社会教育施設」を加え、「社会教育に関係のある」を削り、「職で」の下に「司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として」を加え、同号ハ中「官公署」の下に「、学校、社会教育施設」を加える。

第十三条中「会議」の下に「(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)」を加える。

第三十二条を次のように改める。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

2011年6月24日

法律第七十四号（平二三・六・二四）情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律

2011年8月30日

法律第五号（平二三・八・三〇）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(社会教育法の一部改正)

第十七条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該」に改め、同条第二項中「定数、」を「委嘱の基準、定数及び」に、「必要な事項は、」を「当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

法律第六十七号（平成二四・八・二二）

◎子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（社会教育法の一部改正）

第十四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「この法律で」を「この法律において」に、「に基き」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき」に改める。

第四十三条中「第二条第二項に規定する国立学校」を「第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するもの」に、「同項に規定する公立学校」を「第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するもの」に改める。

第四十四条第二項中「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）」及び「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第

百十八号) 第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。)」を削り、「大学及び高等専門学校」を「幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第四十八条第一項中「又は」を「若しくは幼保連携型認定こども園又は」に、「大学以外」を「大学及び幼保連携型認定こども園以外」に改める。

2013年6月14日

法律第四十四号（平二五・六・一四）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(社会教育法の一部改正)

第十五条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「構成」を「設置」に改め、同条第二項中「、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を削る。

第十八条の見出し中「定数等」を「委嘱の基準等」に改め、同条中「定数、任期その他」を「委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする

法ナビ法令検索

<http://hourei.hounavi.jp/seitei/enkaku/S24/S24HO207.php>

を使用して作成